鳥取市公衆浴場法施行条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第８０号

鳥取市公衆浴場法施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、公衆浴場法（昭和２３年法律第１３９号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　一般公衆浴場　日常生活において保健衛生上必要な入浴をさせる公衆浴場をいう。

⑵　原湯　浴槽内に注入される湯のうち浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を再利用しないものをいう。

⑶　原水　原湯に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽内に注入される水のうち浴槽水を再利用しないものをいう。

⑷　あがり湯　洗い場に備えられた湯栓又はシャワーから供給される湯をいう。

⑸　あがり水　洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。

⑹　水道水　水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第９項に規定する給水装

置により供給される水をいう。

⑺　連日使用浴槽水　浴槽水を循環させ、及びろ過して再利用する浴槽水（毎日、原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。）をいう。

（配置の基準）

第３条　公衆浴場の設置の場所は、既設の一般公衆浴場の中心から３５０メートル以上離れていなければならない。ただし、土地の状況、人口の密度その他市長が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

（一般公衆浴場の措置の基準）

第４条　一般公衆浴場の営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　場内は、外部から見えないようにすること。

⑵　脱衣場及び浴室は、男女別に区画し、相互に見通すことができないようにすること。

⑶　鍵付きの脱衣箱を相当数設けること。

⑷　脱衣場と浴室との境には、ガラス戸を設けること。

⑸　洗い場の床には、適当な勾配をつけるとともに、排水溝を設けること。

⑹　男女側とも便所を設けること。

⑺　８歳以上の男女を混浴させないこと。

⑻　原湯、原水、あがり湯及びあがり水（水道水を使用するものを除く。次号において同じ。）並びに浴槽水は、市長が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理し、次号の水質検査の結果が当該水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講ずること。

⑼　原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びに浴槽水（入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。）は、次に掲げるところにより水質検査を行い、その結果及び前号の規定により講じた措置の内容を速やかに市長に届け出るとともに、その結果の記録を検査の日から３年間当該施設に保管すること。

ア　原湯、原水、あがり湯及びあがり水は、１年に１回以上

イ　浴槽水は、浴槽ごとに、連日使用浴槽水にあっては１年に２回以上、それ以外の浴槽水にあっては１年に１回以上

⑽　原湯を貯留する槽は、１年に１回以上、清掃及び消毒を行うとともに、適切な方法で生物膜（微生物の増殖等により形成される膜をいう。以下同じ。）を除去すること。

⑾　浴槽水は、入浴者ごとに完全に交換する場合を除き、入浴者が使用する際には満水にし、かつ、原湯、原水又は十分にろ過した湯水を供給することにより清浄に保つこと。

⑿　次に掲げるところにより、浴槽水を原湯及び原水のみを使用して完全に交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉が浴槽内に自噴している浴槽水にあっては、完全に交換することを要しない。

ア　連日使用浴槽水は、１週間に１回以上

イ　連日使用浴槽水以外の浴槽水は、１日１回（第１５号に掲げる消毒を実施している場合にあっては、１週間に１回）以上

⒀　浴槽にろ過器を使用している場合は、１週間に１回以上、ろ過器、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等（以下「ろ過器等」という。）の清掃及び消毒を行うとともに、１年に１回以上、適切な方法でろ過器等の生物膜を除去すること。

⒁　あがり湯、あがり水及び打たせ湯には、浴槽水を再利用しないこと。

⒂　浴槽水を消毒するときは、次のいずれかの方法により行うこと。

ア　塩素系薬剤を使用し、入浴時の遊離残留塩素濃度を１リットル当たり０．２ミリグラムから０．４ミリグラムまでに保つ方法

イ　消毒の効果がアに掲げる方法と同等以上であると市長が認める方法

⒃　第１０号、第１２号、第１３号及び前号に掲げる清掃及び消毒の実施状況を点検表に記録するとともに、当該点検表を記録の日から３年間当該施設に保管する

こと。

（一般公衆浴場以外の公衆浴場の措置の基準）

第５条　蒸気、熱気その他の湯以外のものを使用して１浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場の営業者は、前条第１号から第３号まで及び第５号から第７号までに掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　放熱設備は、直接入浴者の身体に接しない構造とすること。

⑵　蒸気又は熱気を使用する浴室については、室内の温度が測定でき、かつ、容易に温度を調整できる装置を設けること。

２　娯楽、保養その他の日常生活における保健衛生以外の目的で１浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場の営業者は、前条第１号から第３号まで及び第５号から第１６号までに掲げる措置を講じなければならない。

３　個室を設けて、又は浴室を専用させて入浴させる公衆浴場（次項に規定する公衆浴場を除く。）の営業者は、前条第１号、第５号、第６号及び第８号から第１６号までに掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　蒸気又は熱気を使用して入浴させる場合は、第１項各号に掲げる措置を講ずること。

⑵　従業員に風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。

⑶　浴場内には、風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を入浴者の見える場所に掲げ、又は置かないこと。

４　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項第１号に該当する営業に係る公衆浴場の営業者は、前条第１号、第５号、第６号及び第８号から第１６号まで並びに前項各号に掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　各室の出入口の扉には、室内を見通すことのできる窓を設けること。

⑵　各室内は、出入口から常時見通すことのできる構造とし、室内から見通しを妨げないようにすること。

⑶　各室の出入口には、施錠設備を設けないこと。

⑷　各室の照明設備は、室内で点滅できない装置とすること。

⑸　各室には、布団、ソファー等入浴に直接必要としない物を置かないこと。

⑹　営業時間は、日出時から午後１２時までの間において定めること。

（営業者の遵守事項）

第６条　営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　薬湯は、その種類、効能、浴法等を入浴者の見やすい場所に掲示すること。

⑵　付添人がいないと入浴できない者で付添人がいないもの及び泥酔者を入浴させないこと。

（措置基準の緩和）

第７条　市長は、特別の理由があると認めるときは、入浴者の衛生上又は風紀上支障がないと認められる範囲内において、第４条及び第５条に規定する措置の基準を緩和することができる。

（手数料の徴収）

第８条　法第２条第１項の許可については、１件につき２２，０００円の手数料を徴収する。

（手数料の減免）

第９条　市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

（規則への委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。